生涯学習センター減免規定

≪根拠≫

生涯学習センター条例

第７条（使用料の減免）

市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

≪対象事由≫

1. 市及び伊那市教育委員会が使用するとき、又は共催する事業のために使用するとき。

　　　**全額免除**

1. 公民館（伊那市公民館条例（平成１８年伊那市条例第１７８条）第１条に規定するもの）並びに市内の保育園、小学校及び中学校が使用するとき。

**全額免除**

1. 公民館に所属する団体が使用する場合であって市長が認めるとき。

**全額免除**

1. 市内に事務局を置く文化団体が市又は教育委員会の後援する事業のために使用するとき。

**入場料を徴収しないとき　１００分の７０**

**入場料を徴収するとき　　１００分の５０**

1. その他特別の理由があると認めたとき。

**市長がその都度定める額**